

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)の制定および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) デジタル庁設置法の制定および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第35条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第34条まで 省略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u> および番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第36条以下 省略</p>	<p>第1条から第34条まで 省略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u> および番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第36条以下 省略</p>